

入札監理小委員会における審議の結果報告 国民年金保険料収納事業の契約変更（案）

日本年金機構（以下、「機構」という。）の「国民年金保険料収納事業」については、平成24年10月開始事業及び平成25年2月開始事業が実施されているところ、平成24年10月開始事業について契約変更の可能性が生じたため、入札監理小委員会において審議を行ったので、その主な結果を以下のとおり報告する。

1. 経緯

24年10月開始事業については、入札対象となった23地区のうち13地区で不落が生じたため、再度の公告入札を経て新たに事業を開始するまでの約4か月間、市場化テストを実施することが制限されることとなった。

これに対し、26年10月開始予定の次期事業（以下、「26年10月開始事業」という。）については、当該事業後の入札について不落が生じた場合の対応策として、原契約者と協議の上、委託期間を延長できる規定を実施要項に盛り込むこととし、この点については、既に第128回入札監理委員会（平成26年2月21日）にて議了済みであるところ。

そこで、26年10月開始事業の入札においても、不落が生じた場合の対応策として、24年10月開始事業について、以下のとおり契約変更を可能としたい。

2. 契約変更の内容

入札監理小委員会は、下記の内容の契約変更について機構から報告を受け、問題がないと判断した。

- (1) 契約変更の対象となる可能性のある地区
南関東③、近畿②、近畿③、中国①、九州②
- (2) 主な変更契約の内容（資料4-2 通し番号1～2頁、4頁、29～31頁）
原則、24年10月開始事業の原契約を維持し、以下の点のみ変更を行うこととする。
 - ① 延長期間
平成26年10月1日から27年1月31日まで（4か月間）
なお、交渉の結果、合意に達しない場合、当該地区における期間延長は行わない。
 - ② 必要経費（予定）
現受託事業者と交渉を行い、以下の「必要経費（税込）」金額を上限として決する。

契約地区	必要経費（税込）
南関東③	78,236 千円

近畿②	122,732 千円
近畿③	125,678 千円
中国①	70,019 千円
九州②	125,432 千円

③ 変更契約の額（予定）

変更後の契約金額は原契約額に上記②を追加した額とする。

契約地区	変更前（税込）
南関東③	459,638,115 円
近畿②	721,045,800 円
近畿③	845,724,974 円
中国①	441,960,000 円
九州②	777,404,249 円

(3) 契約変更の時期（資料４－２ 通し番号３頁）

２６年１０月事業の入札結果につき不落となった場合、速やかに原契約者と協議を行い、合意が成立次第、契約変更を行う（平成２６年７月下旬ころを予定）

(4) その他の留意点（資料４－２ 通し番号２頁）

２４年１０月開始事業に係る公共サービス実施民間事業者のうち、競争参加資格停止措置がとられている事業者の受託地区については、不落が生じた場合でも、当該事業者と延長契約を締結することはせず、個別に他の事業者との間で随意契約を締結することに対応する。

以上